

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	基本方針による中心市街地の活性化の意義及び目標を踏まえ、多様な都市機能が集積した賑わいのある中心市街地づくりを目指すことを記載している。【1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
	認定の手續	本基本計画については、上山市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成22年3月16日付けで意見書が提出されている。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。【2. 中心市街地の位置及び区域の〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び多様な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	今後のまちづくりにおいて、可能な限り公共公益施設のまち中立地を進めていくとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限に関する条例を平成22年3月23日 条例公布及び施行、都市計画決定告示している。【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の〔2〕都市計画手法の活用 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	事業等は実践的活動に裏打ちされたものであり、基本構想やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている。【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するた めに必要な4から8 までの事業等が記載 されていること	基本コンセプト、基本方針に沿った計画期間内 において着手または完成する事業について4. から 8. において記載している。
	基本計画の実施が設 定目標の達成に相当 程度寄与するもので あることが合理的に 説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成 に寄与することを合理的に説明している。【3. 中 心市街地の活性化の目標 参照】
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定さ れているか、又は、 特定される見込みが 高いこと	全ての事業において、事業主体は特定されてい るか、今後特定されるものであり、相互に調整と 連携を図りながら円滑な事業実施を目指す。
	事業の実施スケジ ュールが明確であるこ と	全ての事業の実施スケジュールは、平成28年度 までに着手または完成を想定したものとなってい る。